

令和3年度 第2回松戸市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和4年2月16日（水） 午後2時～午後4時
会場：松戸市役所 衛生会館 3階大会議室

○事務局・佐々木

ただいまより「令和3年度第2回松戸市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。私は、本日の司会進行をさせていただきます、障害福祉課の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお本日、松田委員、道塚委員が都合により欠席となっておりますので報告いたします。また委員の過半数の出席がありましたので、松戸市地域自立支援協議会条例第7条により、会議は成立することを報告いたします。

それでは初めに、福祉長寿部長・楊井より挨拶を申し上げます。

○福祉長寿部長

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました福祉長寿部長の楊井でございます。新型コロナウイルス感染症が再拡大している状況で大変お忙しいところ、委員の皆様におかれましては、本日の「令和3年度第2回松戸市地域自立支援協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろより本市の障害福祉行政に対してご支援・ご協力を賜り、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、8月4日に開催しました第1回松戸市地域自立支援協議会にて、障害者の重度化・高齢化や、親亡きあとを見据えて、安心して地域で生活し続けられる体制構築を整備するべく、地域生活支援拠点の整備について方向性をお示したところですが、予定どおり昨年10月より事業が稼働しているところでございます。詳細については、後ほど担当からご報告いたします。地域のさまざまな課題解決と、障害者への支援を充実させるためのお力添えとご協力を賜りたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

最後に、委員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・佐々木

ここで、資料の確認をさせていただきます。次第、資料1から資料8と委員名簿、条例を、事前に郵送またはメールで送付させていただいております。お手元にありませんでしょうか。

次に会議と議事録の公開についてご報告いたします。当会議は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としています。議事録については、発言内容を要約し、委員名を記載して、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。また会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきます。

続いて、議事の進行について説明いたします。当会議は、市長の諮問に基づき調査・審議等を行った内容についての報告、及び提案等を建議することを目的として設置されており、協議会の議事は出席委員の過半数の賛成をもって決するものとなっています。

なお、本日はZOOMによって議事進行をさせていただくため、ご発言されない時は画面の左下にあるミュートボタンを押してミュート設定にしてください。また、ご発言の際にはミュートを解除した後、お名前を言っていただいてからご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。松戸市地域自立支援協議会条例第7条の規定により、議事を会長をお願いいたしまして進めていただきたいと存じます。

○雑賀会長

それでは、皆様のご協力をお願いして、有意義な会にしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、会の公開について事務局からお願いします。

○事務局・佐々木

本日、2名の傍聴の申し出がありました。入室の許可をいただけますでしょうか。

○雑賀会長

許可します。

【1 日中サービス支援型共同生活援助の評価について】

それでは、議題に入らせていただきます。初めに「日中サービス支援型共同生活援助の評価」についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局・加藤

担当の加藤と申します。それでは、資料に沿って説明させていただく前に、日中サービス支援型グループホームがどのようなものなのか、及びその他のグループホームとの違いについて、簡単ではございますがご説明させていただきます。

日中サービス支援型とは、障害の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型でありまして、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしております。施設等からの地

域移行の促進、及び地域生活の継続など、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されて創設されたものとなります。

そして、その他のグループホームとの違いについてですが、基本的には世話人等の人員基準などがより充実していて、サービスが手厚いものとなっております。例としましては、その他のグループホームには夜間・日中支援ともに、常勤での世話人等の配置を必須とはしておりませんが、日中サービス支援型はより重度の方の受け入れを想定しているため、昼夜を通じて1名以上の職員を配置することとなっております。さらには、1名から5名程度の短期入所を併設することが、指定申請時の要件となっております。イメージとしましては、施設入所支援を要する重度の方の地域移行の促進と、地域生活の継続のための受け皿を目指していくのが、日中サービス支援型グループホームになります。

また、本市としましては、第6期松戸市障害福祉計画に記載のとおり、日中サービス支援型グループホームは、重度化・高齢化した障害のある方が地域生活を希望する場合には、必要となると考えております。そのため、地域の中での生活スタイルを確保できるように、当該グループホームが地域に開かれているかなどについて、継続的な評価を行います。

それでは資料に沿って、日中サービス支援型共同生活援助における地域公共団体が設置する協議会等への評価についてご説明させていただきます。

まず資料1ページの実施の趣旨についてです。法改正に伴い、新たな類型として創設された「日中サービス支援型共同生活援助」の運営にあたり、運営者は当該事業が地域に開かれたサービスであり、サービスの質が確保されているかなどの評価・要望・助言を自立支援協議会より、年に1回以上受けるものとされていることから、実施するものです。また、新規指定申請時において、日中サービス支援型グループホームと通所事業所を同じ敷地内に設置しようとする時など、知事が必要と認める場合も同様に、運営方針や活動内容を市町村協議会で説明の上、評価を受けるものとされていることから実施するものです。

なお、新規指定申請時において、事前に評価が必要となる事業所が出てきた場合につきましては、評価会の実施時期などを事前に評価委員の方々にご案内させていただきます。

次に、評価会の流れについてですが、資料2ページのような形となっております。既に日中サービス支援型共同生活援助事業所として、指定を受ける場合の流れになります。

4月に事業所より「報告・評価シート」を含む必要書類の提出を受け、その資料をもとに6月の評価会、8月の協議会を実施し、評価を行います。6月の評価会は、8月協議会の事前審査会として評価委員さんに参加していただき、事業所同席のもと、事業所より提出していただいた「報告・評価シート」をもとにプレゼンとヒアリング

を行います。当日は、事業所より「報告・評価シート」に沿って内容を説明していただいた後に、質疑応答を行う流れとなります。そして、この評価会に参加された評価委員の方々は、「報告・評価シート」の記入欄に評価を記載していただき、これをもとに8月の協議会で協議し、協議会としての最終的な評価を決定します。評価結果につきましては、9月ごろに事業所へ通知する予定です。

評価対象の事業所ですが、令和4年度は、あおば、ソーシャルインクルー松戸東平賀、ふわふわ松戸を対象に実施する予定です。そのため、評価会当日の流れとしましては、資料4ページの2のようになりまして、プレゼン、質疑応答を各事業所に行っていたいただいた後に、評価に移るような流れになるかと思えます。

次に、これから指定を受ける事業者の場合ですが、3ページのような流れで考えております。こちらは主に同一敷地内に、日中サービス支援型共同生活援助事業所と通所事業所を新規で設置しようとする場合に、評価が必要となります。単に日中サービス支援型共同生活援助事業所を新規で設置しようとする場合は、これには当たりません。

先ほどの既に指定を受けている事業者と同様、評価会と協議会を実施し評価を行います。新規事業者の開設予定時期に伴い、8月の協議会で評価を行うか、2月の協議会で評価を行うかに分かります。8月の協議会で評価を行う場合は、6月に評価会を実施。一方で2月の協議会で評価を行う際は、11月に評価会を実施します。どちらも協議会開催の翌月に事業所への結果通知を予定しております。

また、県協議会への報告につきましては、毎年12月末日までに行うこととなっております。その後必要があれば県より助言等があるとされております。今年度のものにつきましては県に報告をさせていただきましたが、現時点で助言等はいただいております。

最後に、評価会当日の評価担当者についてですが、資料の5「評価担当者(案)」をご覧ください。評価担当者は今年度と同様に、自立支援協議会委員から選出された5名と障害福祉課で、評価を担当することを予定しております。委員の皆様におかれましては、記載させていただいたとおり5名の方々を、候補として挙げさせていただきました。

皆様よろしいでしょうか。ご異議があれば、この場でご発言をお願いいたします。

ご異議がないようですので、こちらの5名の方を選出させていただきます。また、6月の評価会に先立って開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。私からは以上となります。

○雑賀会長

ありがとうございました。ただいま日中サービス支援型共同生活援助の評価の説明を受けて、意見交換に入りたいと思います。ご質問・ご意見がありましたら、お願い

いたします。発言の際には、お名前を言っていただいてからご発言ください。よろしくお願ひします。

特に御意見ございませんか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。

【2 令和3年度事業 委託相談支援事業所の評価について】

それでは、次の議題に入ります。「令和3年度事業 委託相談支援事業所の評価」について、事務局からお願いいたします。

○事務局・佐藤

担当の佐藤と申します。令和3年度委託相談支援事業所の評価についてご説明いたします。それでは、資料2をご覧ください。

委託相談支援事業所の評価については、本市の相談支援の中心的な役割を担う委託相談支援事業所について、その事業運営や活動状況を評価し、よりよい事業運営に結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的としています。なお、今年度は、自立支援協議会の委員5名に加え、障害福祉課を評価担当者として選出し、市役所内で評価会を実施いたしました。その後、8月に開催された第1回地域自立支援協議会内にて、ご報告させていただいたところでございます。

来年度の委託相談支援事業所の評価会のスケジュールについて、案をご説明いたします。来年度の評価対象は、中央・小金・常盤平の3圏域の基幹相談支援センターと、サポートセンター沼南の計4事業所となります。評価対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

2ページをご覧くださいと、実施の流れについて記載しておりますが、4月中に各事業所が「事業報告シート」に基づいて自己評価を行い、5月中旬に評価担当委員が事務局で作成した評価基準表に基づいて書類を事前審査、5月下旬にヒアリング審査を実施、8月の令和4年度第1回地域自立支援協議会にて評価結果を評価担当者から報告し、審議していただく予定です。評価を担当していただく方は、評価担当者に偏りが出ないように、原則、自立支援協議会の選出区分ごとに1名ずつ選出し、5～6名とします。評価担当者（案）については、資料の3ページのとおり提案させていただきますが、いかがでしょうか。

ご異議・ご意見等ないようですので、また予定が近づきましたら、委員の方にご案内をさせていただきます。

○雑賀会長

ありがとうございました。ただ今、委託相談支援事業所の評価会の説明がありまし

た。何かご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

【3 各専門部会より活動報告・次年度活動予定について】

それでは次の議題に入ります。各専門部会より活動報告と次年度の予定についてです。すべての報告をいただいてから、皆さんの質問や意見をうかがっていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、相談支援部会より千葉委員、お願いします。

○千葉委員

相談支援部会の報告を千葉からさせていただきます。

部会の活動目的を「相談支援の策成率及び質の向上を目的に、松戸市の相談支援体制の役割を共有し、支援体制を強化していく。障害のある当事者やその家族が、生活に必要とする支援について検証していく」とし、目指す姿として、「障害がある人から、さまざまな相談を地域のネットワークで受けとめ、自立した生活を支えるために必要な支援を展開できる」としています。

令和3年度の目標として、「相談支援専門員と教育・医療など、障害福祉サービス以外の関係機関との連携をスムーズにすることで、相談支援専門員の質の向上と負担軽減を進めること」「第3次松戸市障害福祉計画との関連についての検証」ということで、下半期の活動は「教育機関と相談支援専門員のための具体的取り組みを検討する」「地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの役割と相談支援事業所との連携のあり方を検証していく」「医療と相談支援専門員との連携」の3つの内容で活動してきました。

達成度と来年度の活動についての報告は資料に記載してある順番ではなく、実際に活動した流れで報告させていただきますので、順番が前後しますがご了承ください。達成度と来年度の活動についての報告をさせていただきます。「教育機関と相談支援専門員のための具体的取り組みを検証・検討する」については、上半期からの継続課題として挙がっており、部会員の中から検討チームを構成し、松戸市と千葉県スクールソーシャルワーカーとの連携を目指す取り組みを行うこととし、令和3年10月と11月の部会後に打ち合わせを行い、スクールソーシャルワーカーとの交流についての内容を話し合いました。別紙資料「スクールソーシャルワーカーの意見交換・打ち合わせについて」をご参照ください。

話し合いの中で、学校だけで解決できなかったケース、児童・生徒・学校とかわからないとうまくいかないケース、スクールソーシャルワーカーとは連携できるが学校組織とは難しいケース、担任の障害理解がもっと欲しいケース、家族としては卒業後のことも考え支援者とつながってほしいとの希望があるが、学校では問題がないため

連携の必要性がないと支援者のニーズが一致しないケースなど、さまざまな意見を取り上げ、それぞれに意見交換をし、役割の理解・解決の方法などを検討しました。こうした検討が、お互いの役割を理解し、顔の見える関係をつくるためには有効だということ共有したため、今後も継続していくこととしました。

医療と相談支援専門員の連携については、9月のサポサポにて「支援者向けガイドマップ・精神科編」の説明を受け、10月の部会の課題の整理と、対応についての検討を行いました。医療へのつなぎ方については、ガイドマップに事例や医療機関情報が記載されており、活用することが支援への助けになるとの意見でまとまりました。

課題整理の過程で、連携以前に精神障害のある方へのかかわり方や、1人では困難な対応について相談する先がなく、孤立する相談支援専門員の悩みが浮き彫りとなりました。個々の相談支援専門員の孤立感に焦点を当て、どう解決できるだろうかという話し合いを行った結果、相談支援専門員が気軽に相談できる場所の確保を目指し、松戸市相談支援事業所連絡会サポサポや、基幹相談支援センターの機能を活用しやすくするべきではとの結論に至りました。

「地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの役割と相談支援事業所との連携のあり方を検証していく」については、令和3年10月から3カ所の基幹相談支援センターが本格始動となり、3基幹から4月からの活動報告をしていただき、事業内容の確認と現状について把握しました。相談支援部会として基幹相談支援センターへの意見を取りまとめ、ハートオンからの機能の引継ぎ、委託事業のノウハウ、事業で培ってきた専門性をいかす形で運用されることといった役割の整備と確認を行いました。別紙資料「令和3年12月相談支援部会会議録」のハートオンに沿った相談支援センターの役割整備をご参照ください。

また、相談支援専門員との連携についても検証し、医療と相談支援専門員との連携でも課題として挙がった、相談支援専門員の困り感・孤立感、相談支援事業所だけでは支えきれない困難事例を抱えていることなどを共有し、相談支援事業所と基幹相談支援センターが互いに支えられる相談支援体制づくりが肝要であるとの話し合いが行われました。地域生活拠点及び3カ所の基幹相談支援センターは、今年度始まった事業であるため、相談支援専門員との連携については、運用の実態に即して今後も継続的に検討の必要があると考えています。

次年度の活動としては、「教育機関と相談支援専門員の連携のための具体的取り組みについての検討」と、2つ目「地域生活支援拠点及び3カ所の期間相談支援センターの役割と相談支援事業所の連携のあり方の検証」の2つを考えています。

活動内容としては、1つ目の「教育機関と相談支援専門員の連携のための具体的取り組みについての検討」は、交流を目指していくということは確認ができていますが、どのような方法で、何をもち交流とするかとかについては、来年度検討していくこととしています。2つ目の「地域生活支援拠点及び3カ所の期間相談支援セン

ターの役割と相談支援事業所の連携のあり方の検証」は、実際に基幹にどんな相談がきているのか、具体的に連携している事例はどんなものなのかなど情報を集め、意見まとめから今後の具体的な活動内容を検討していく予定です。以上、2つの活動内容で考えています。

相談支援部会からの下半期の報告は、以上となります。

○雑賀会長

ありがとうございました。続いて就労支援部会から古川委員、お願いします。

○古川委員

就労支援部会長の古川です。資料に沿ってという形ではないので、3つ目標を立てていますので、それぞれの目標と、課題と、取り組みと、次年度といった流れで話していきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、「就労継続支援A型・B型事業所からの一般就労を目指すための取り組み」です。課題としましては、就労継続支援事業所の支援員の、一般就労に向けたノウハウやスキルの向上が必要であるというようなことを考えて、就労継続支援A型・B型の支援員、また利用者及びご家族に向けた手引を作成し、説明会や研修を通して周知していこうという形で活動してまいりました。その手引きとなる成果物が、この報告書の6枚目の「松戸市就労チャレンジロードマップ」です。

構成としますと、なぜ就労継続支援事業所から一般就労に向けた冊子を作製したのかという説明文のあと、就労支援部会についての説明、冊子の使い方について記載し、7ページ目以降に別紙としてまとめた、ニーズ調査のための「就職希望調査票」。または、就職したい・させたいとなったときに活用する「連携先を探すフローチャート」。それから、現在の働く力を知るための「就労チェックシート」というものを盛り込んでいます。特にこのツールに関しては、ニーズをつかむ、つかんだあとの流れ、アセスメントの一環として活用できるようにと考え、作成しています。

また、6ページ目・7ページ目に戻りますけれども、就労支援に関する支援機関の概要だとか、あとは市内の就労移行支援事業所と自立訓練の配置図を最寄り駅別にまとめ、それぞれのホームページにアクセスできるようにしてあります。

この冊子の説明を直接お伝えするために、支援者向けには就労継続支援ネットワークの開催時に説明をして、利用者やご家族向けには、3月8日になりますが、「先輩から学ぶ就労セミナー『一般企業で働くってどんな感じ?』」と題してセミナーを開催し、そこで説明していく予定となっています。ちなみにこのセミナーでは、冊子の説明のほか、実際に働く障害者の方々の動画やインタビューを交えて、働くイメージをつかんでもらえるような構成となっています。

今年度の取り組みにつきましては、成果物を完成することができたので、目標とし

では達成できたのではないかなと考えております。

次年度の取り組みにつきましては、さまざまな働き方が求められている、あるいは求められてくる状況の中で、働きながら福祉サービスを活用していくケースが増えていくと思われまます。その一般就労と福祉的就労の行き来ができる仕組みづくりをテーマに、雇用と福祉の併用における課題などを相談支援部会やサポサポなどと連携しながら、現状把握と課題整理、それに向けた取り組みを行っていきたいと考えています。また、先ほどの冊子に関しては、発信しただけではなく、実際に活用してもらうことが必要なので、モデルケースとして数名の方をピックアップしながら、後追いをやっていく予定となっております。

2つ目の目標であります「障害者雇用の拡大について」です。課題としては、毎年、障害者雇用の啓発・促進というのを行っているのですが、効果的にPRできているのか。特に100人未満規模の企業に対しての取り組みが実施できていない。障害者雇用をした後に、定着に不安を抱えている企業が多いのではと考え、例年開催している柏市との2市合同セミナーを、今年も2月4日にオンラインで開催し、30社ほどご参加いただきました。

内容は、柏市との協議の結果、就労定着に着目し、「障害者が働き続けるために」と題して、ハローワークからの障害者雇用に関する情報提供のほか、障害者雇用をしている企業から2社、それから支援機関、障害当事者にご登壇いただき、事前に質問を受けつけてあった内容に対して、それぞれのお立場からQ&A方式で発信してもらっています。ただ、今回のセミナーでは、オンライン機器のトラブルで開始15分程度音声を届けることができなかったという点と、ハローワークさんからの情報提供時に音声トラブルなど、ご参加いただいた企業様に大変ご迷惑をおかけすることとなってしまいました。そのあとのQ&Aのやりとりの際は、大きな問題もなく行うことができております。2月21日には、このハローワークさんの聞き取れなかった部分のフォローも含めて、柏市と共に反省会を行い、次年度に向けての方向性も検討していきたいと考えております。

次年度についてですが、先ほどの雇用と福祉の変容の流れもございますので、「市内で働きやすい環境や制度を整える」をテーマに、短時間労働の取り組みや、実習先の確保など、さまざまな要因があると思うのですが、「働きやすい環境というのは、どういう環境なのか」のニーズを把握していきたいと考えています。その中では、以前から言われている「松戸市内の企業の雇用率が低い」といった点についても、なぜ低いのか、働きやすい環境というのはどのような環境なのか、何を調査すれば手立てを講じられそうなのかといった部分を、まずは部会の中で検証していきたいと考えております。

3つ目の「就労継続支援ネットワークの自立運営の支援について」です。新型コロナウイルスや、昨年度の会長・副会長が人事異動等で不在になったこともあり、ネッ

トワーク自体が開催できていませんでした。このような状況の中で、部会としては改めて介入が必要と捉えて、昨年12月にネットワークを開催し、新しい会長・副会長の選任と、会則の確認を行っており、改めて下地をつくることができたのではないかなと考えております。

次年度につきましては、「福祉的就労を通じた包括的な取り組みを目指す」をテーマに、就労継続支援事業所間のつながり強化を目指すために、会長・副会長のサポートをしながらネットワーク開催をしていく中で、課題整理を行っていきたいと考えております。

以上が報告となるのですが、委員の方々にお伺いしたいのは、今年度の成果物の1つではございます「松戸市就労チャレンジロードマップ」を、松戸市のホームページからダウンロードできるようにしていきたいと考えております。内容やホームページに載せる弊害等も含めて、ご意見いただけたらと存じます。

就労支援部会からは以上です。

○雑賀会長

次にこども部会、早坂委員、お願いいたします。

○早坂委員

こども部会部会長の早坂です。よろしくお願いたします。

こども部会としましては、継続的に支援が必要な子供に、抜け目なく切れ目なく支援が続けられるためにということテーマにしながら、運営を進めてきております。昨年、「早期相談支援マップ」、そして「ライフサポートファイル」について、この完成を見て配布をし、その運用についてどうであるかという検証をしていくというのが、令和3年度の目的となりました。

その中で「早期相談支援マップ」については、事業所向けにつくっているのですが、実はなぜそういう状況になっているかと言いますと、事業所の方たちがお相談を受けた時に、障害のあるお子さんたちをどこにつないでいけばいいのかということがなかなかわからない。そして、どういう所につながることで、そのお子さんが今後支援を受けていけるのかということが、よくおわかりになっていないということが見えてきたからです。これはなぜかと言いますと、子供にかかわるものは、松戸市内に非常に潤沢に整備されたものがあります。ただ、障害に特化しているわけではなく、普通のお子さんたちも利用されている中で、いわゆるグレーと言われるような、少し心配があるというようなお子さんとお出会いになったときに、支援者の皆さんから聞こえてきた声があったということです。そういったことから「早期相談支援マップ」をつくり、それから親御さんたちが事業所を使ったり、学校に上がった時に、お子さんのことを忘れないでおけるようにということで「ライフサポートファイル」という

のを完成させたわけですが、これが実際どのように運用されていっているのかということの手応えが、まだ正直なところつかめていないということで、その検証に入りました。

今回、まず「ライフサポートファイル」を知っているかという問いを、放課後等デイサービス、児童発達支援の事業所等にさせていただきましたところ、実はさんたんたるお返事だったというのが正直なところでした。つまり、知っているという所は返してくださったのですが、それは3分の1にも満たないぐらいでした。それから、ノーリアクションという事業所もたくさんありました。我々は、ここから何を学んだかといいますと、まずこれが現実であるということとちゃんと受けとめるということが必要で、これに対して我々は何をするのかということ、整理しなければいけないということで進めました。

その結果、我々部会としては、早期に「ライフサポートファイル」を持っていただき、小さい時から記録をしっかりとつけていくというイメージで、「ライフサポートファイル」を描いていたのですが、実際に現場で使われる親御さんたちは、学校に上がる時とか、それから就職の前になって、情報がたくさん必要になるところで「ライフサポートファイル」の必要性のようなもの、それから活用のようなものが出てきており、我々がもくろんだものとは使い方にギャップがあるということがわかってきました。ただし、これもまだ、たくさんの方のモニタリングができていないという状況まではいっていませんので、これを整理していく必要があるということがわかってきたというところでした。

それともう1つは、なぜさんたんたる状況だったかと言いますと、「ライフサポートファイル」にしても、「早期相談支援マップ」にしても、一度は情報を保育園や幼稚園に、すべからず情報は流させていただいているのですが、どこかで消えていくということなのではないか。この原因は、やはり先生たちは転勤があったり、それからお辞めになる方ももちろん、公立の保育園の場合には園長先生がお移りになる場合もある。こうなると、今年情報を握ってくださった方たちが、来年そこにいらっしやらない、つまり発信力が落ちるといった可能性は十分にあるということがわかってきました。

ですので、これを知っていただくためには、まず定期的に毎年お願いをしていくことが必要であろうということが見えてきました。来年の活動の課題には、そうしたところを織り込んでいく必要があるかと考えているところでございます。

子供の課題はたくさんありますので、10の項目を絞り込んだのですが、それでも今やるべきことは何かということでは、現実の使い勝手のよさ、それから支援者の方たちに、「いかに、どことつながるか」ということをわかっていただくということが、大きなテーマであるということに絞り込まれていきました。

もう一方、色々アンケート等の中から聞こえてきた、活動の中で聞こえてきたのは、「松戸市の発達センターになかなかつながらない。また、受けてもらえないので、親

御さんは不安である」といったような声が聞こえてきました。この原因がどこにあるのかということを知りたくて、先ほどの「早期相談支援マップ」とつながってくるのですが、「とりあえず発達センターに」というのが、支援者の感覚として大きいということがわかりました。つまり、発達センターでなくてもいいケースもあるのかもしれないけれども、「とりあえず発達センターにつなぎましょう」となるので、発達センターがパンクしてしまうということもあるのではないかと。ということで、今回、我々は研修会を企画しまして、その第1弾として、「発達センターはどのような所で、どのような仕組みになっているか」ということを、本当に事業所がみんなきちんと理解をしているだろうかということで、今回、大変ご苦勞いただいたのですが、センター長にご講義をいただきました。また、お子さんにかかわっている事業所は、日中の時間帯に支援者を研修に出すというのがなかなか難しいことが多いということも聞こえてきていましたので、申し込んでいただければ、アーカイブで好きな時に1カ月間は見られるという方式を取りました。

その結果なのですが、100以上の事業所から、学校も含め、子育てにかかわる事業所を含めですけれども、大変多くのお申し込みをいただきました。ということは、発達センターにそれだけの注目があるということと、期待があるということと、知らないということが明らかになったということでした。まだアンケートを取りまとめている最中ですので、これからそのアンケートによって、次年度の我々の活動のあり方をさらに絞り込んでいこうと考えているところです。

障害のあるお子さんたちの親御さんも安心して子育てをし、そして資源を有効に使っていくということをサポートしていける。そのような活動になっていくことを目的として、こども部会としては活動を続けております。来年度も今のテーマをもとに、継続的に進めていけたらと考えているところです。

そして、令和3年度の計画のところ「障害児の計画策定の向上」をこども部会でうたったのですが、よくよく協議をいたしまして、計画策定というところは相談支援部会の活動というところにもなりますし、もちろん、子供の計画策定というところが非常に大事であるという認識はこども部会としてもありますが、策定率を上げるという活動になると、これは少しこども部会の活動とは違うのではないかとこのころに落ち着きました。このことに関しましては相談支援部会にお任せをしながら、一緒に何か取り組んでいけるような状況がある時には、一緒に取り組ませていただきたいと考えております。ですので、一旦この計画については外していきましょうということになっております。

こども部会としては、現状このようなところでございます。何でも結構ですので、ご質問なり、それからご意見なりを頂戴したいと思っております。是非、委員の皆様、よろしく願いいたします。報告は以上となります。

○雑賀会長

ありがとうございました。

各専門部会の活動報告、次年度の活動予定を受けまして、意見交換に入りたいと思います。ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。発言の際には、お名前をお願いいたします。

はい、古川委員、お願いします。

○古川委員

こども部会さんに質問です。「ライフサポートファイル」は、県内でも30自治体ぐらいで作っていたと思うのですが、若い世代の方は、やはり手で書いたり、ダウンロードしてそれをパソコンで打ったりというよりは、スマホですませしてしまうことが多いと思います。これだけの自治体の中でやっている状況であるならば、何かアプリのようなものを開発できないのかなと思ったりしました。お金がかかったり、誰がやるのか、という問題はあると思いますが、そういった話は、もしかしたら千葉県が先頭に立ってやるべきかなと思うのですが、それについての情報があつたら、教えていただきたいと思います。以上です。

○早坂委員

ありがとうございます。やはり今の若いお母様たちは、本当にスマホ世代でいらっしゃるので、パソコンを開くということもしない。実際はスマホやタブレットで活動される方がとても多いので、今の古川委員のお話は部会でも出ています。ただ、実際使うというところになった時に、先ほど申し上げたように、書き留めることが、実はすごくおっくうなことであつたりします。あと、お子さんが小さい時、3歳ぐらいまでは、やはり育てることに追われて、力尽きて眠るってことが多いので、記録をまとめておくといったようなことが、とてもやりづらいということもあるようです。

ですので、今、働きかけ方を変えようと思っています。とにかく色々なところで、いろいろな診断書が出たりとか、いろいろ書類というのを結構いただくので、あつちに置いたり、こちに置いたりではなくて、「このファイルに1つにまとめておこう」みたいな活動の仕方を、少しお示ししていくことで負担を減らしていく。それから、「このファイルを見れば一応、この子のものは全部入っている」という、まとまりのあるような、負担感のないものにしていけたらいいかなつていうところで、少し働きかけ方を変えようと思っています。ただ、おっしゃるとおり、その情報を得るためにもスマホの活用であつたりも今後検討しなければいけないかなと部会の中では話しております。

○古川委員

すいません、もう1点。今のライフサポートファイルについて、例えば、障害に気づくタイミングにもよるんでしょうけど、母子手帳とのリンクみたいなこともあるのかなと思いました。思いつきみたいで申しわけございません。

○早坂委員

ありがとうございます。実のところは、やっぱりこのライフサポートファイルをどのタイミングで渡すのかっていうことが、とても悩ましいところではあって。近隣では印西市などは人口が少ない、出産率も低いということで、生まれた時に全てのお子さんに、障害があるなしにかかわらず、差し上げるといったようなことを試みていらしたところもあるんですね。松戸市の人口と出産率から言って、生まれたときに全ての人にとというのは、とても難しいところがあるのと、ライフサポートファイルを渡されたことがイコール障害認定を受けたことになってしまうという重たさになってしまうのも、なかなか難しいところがあるということで、部会の中でも非常に議論がありました。

今、一番自然にやっていただいているのは、特別支援学校への進学だったりとか入学のときにご紹介いただいて、そこで渡してくださっているというのが割と成功している感じがします。ですから、そこが遅いか早いかって言うと、先ほどの議論であったように、我々は早期にと思っていたのですが、学校に入ったところぐらいから、本当に色々な意味で親御さんたちがこれからのことを考えなければならなくなってくるので、学校のタイミングというのは1つ、ありがたいタイミングだなと感じています。ただこうなると特別支援学級とかが抜けてしまうんですね。実はその方たちの進路を決めるところで何の情報もないっていう事例も上がってきているので、その辺へのアプローチをこれからどう考えるのかというところが、少し議論としては出ていました。現状はそのような状況です。

○雑賀会長

ほかに何かございますか。

○菊田委員

委員の菊田です。就労支援部会にお伺いします。

今回、この就労の「チャレンジロードマップ」ということで、フローチャートがあったり、チェックシートがあったり、すごく丁寧につくられていて、A型・B型の事業所に通っていらっしゃる方が一般就労を目指されるのに、すごくいいなと思いました。これと同様のものを、生活介護に通っていらっしゃる方がA型・B型に移行したい時のバージョンだったり、卒業する前の高校3年生が卒業後の進路をどこにしよう

かなと思った時に、どこにしようか迷っていらっしゃる方というのは、なかなか学校でもうまくつながっていかないという話を耳にしますので、そういう障害の重さ別に、こういうフローチャートだったり、チェックシートみたいなのができたらすごくありがたいなと思いました。

感想になってしまうのですが、よろしく申し上げます。以上です。

○古川委員

ありがとうございます。

確かに生活介護だとか、もっと学生さん向けのといったところは、言われてみて確かにそうだなと思いました。まず部会の中では、今後それに取り組んでいくかはまた検討していく形になると思うんですけども、まずは就労継続B型・A型からの一般就労の数が、すごく少ない状況もありまして、また、国の方針だとそこを求めてくる流れが強くなっていますので、まずそこをきちっとやっていきたいなということで、今年度は特に就労継続支援事業所向けといった形にさせていただきました。

ただ、今の菊田委員のお話のとおり、部会員の皆さんと議論を重ねていけたらなと思います。ありがとうございます。

○雑賀会長

そのほかに何かご質問・ご意見等ございますか。

○江波戸委員

LIFACT（リファクト）の江波戸です。

今の菊田委員のお話と少し重複するのですが、この就労支援部会の例えば就職希望調査、加えて就労チェックシートという部分は、ある種、アセスメントのツールの1つに十分なり得るかなと思います。私も地域活動支援センターないし相談支援専門員として、やはり就職をしたいという精神疾患を持たれている方が多い中で、これはとても活用できるという印象を持っております。

古川委員からの説明で、ホームページにあげるというのは、僕としてはすごい賛成です。多分、基幹でもこのツールを活用して適切な事業所につなげることができるのかなと思っております。A型・B型が今年度対象ということだったんですけども、ゆくゆくはぜひ広いツールとして使えていけたらなと思いました。

僕も感想です。ありがとうございます。

○古川委員

ありがとうございました。頑張ります。

○早坂委員

よろしいですか。私も就労支援部会のロードマップはよく整理されているなと思っておりますが、やはり利用する側の方たちが、就労のステップを踏んでいくための就労移行の事業所であったりとか、有期限の自立訓練の事業所であったりとか、学校を出てすぐに就労という形ではなくても、ステップを踏むことができるというところが、実は割と情報としてきちっと押さえられていないなっていうことを感じます。

ですので、このフローとかの中にも、少しそういう情報も盛り込んでいただけないかなと思います。ジャンプアップではなくて、ステップアップしながら就労につながっていくというイメージと言いますか、そういうものができ上がっていくと、支援者側も支援しやすくなるのではと感じておりますので、是非、ご検討いただけたらなと思います。

○古川委員

ありがとうございます。

確かに、ジャンプアップじゃなくてステップアップ。また、ステップアップしたけれどまだ戻ってくるみたいなの。そういったところが、松戸市内で誰もがわかりやすいような形で仕組みづくりができたらいいなと思っております。これも部会に持ち帰ってみんなに報告し、検証していきたいと思っております。

○雑賀会長

他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

○古川委員

古川です。

「チャレンジロードマップ」については、早坂委員のご意見もあったんですけども、ひとまずホームページにアップして、ダウンロードできるような形、また江波戸委員からあったように、基幹や相談支援事業者さんも活用できるようなところも考えながら、ホームページ上に掲載することについて、みなさんいかがでしょうか。

○雑賀会長

いかがですか。今提案がありました。賛成でよろしいですか。

それでは皆さん賛成ということです。よろしく願いいたします。

○古川委員

ありがとうございます。

○雑賀会長

これは学校への提示とか、そのような活用の予定はないですか。

○古川委員

はい。今年度につきましては、まずは就労継続支援事業所向けといったところしか考えていなくて。もし学校向けだとか、先ほどの生活介護向けとなると、また違う形のものになってくるかなと思いますので、今のところは就労継続支援事業者さんで活用していくイメージしか持ってないです。

ただ、先ほどの江波戸委員のお話のように、ひとまず相談支援事業者さんでは活用いただけるのかなと思っております。

○雑賀会長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見がある方、いらっしゃいますか。

○菊田委員

菊田です。

こども部会さんに質問です。

やっぱり「ライフサポートファイル」に関しては、周知というところでなかなか高いハードルがあるのかなと、ご報告を伺いするたびに感じています。例えば「ライフサポートファイル」を知ってもらうためのポスターだったりとか、そういうのを作ってつくっていらっしゃったりしますか。実物を目にする機会がなかなかないというか、自分で頑張って探しに行かないと、目にしないのかなという印象があります。

例えば、保育所や発達センターに貼ってみたり、目につくようなアプローチは今何かやっていたらっしゃるのかなと気になりました。もしあれば教えてください。お願いします。

○早坂委員

ありがとうございます。実は趣意書だったりとか色々つけて、保育園さんだったりとかにお送りはしています。それが結果的に、今年お送りしても、来年担当が変わってしまったりとか、先生たちの業務が煩雑になると抜けていってしまうとかということがあるみたいです。その辺のアプローチの仕方を、1つ考えないといけないかなというのが、今年挙げた課題でした。

そしてもう1つは、このように書いたらいいよっていう静止画を、作成編と活用編をつくっており、これは松戸市さんのホームページにもアップしていただいています。ですが、現実的に児発の事業所さんとかがそれを見てくださっている率というのは、

非常に低かったというのが現状です。せっかくつくったのでもう一度アプローチをかけましょうということが目標になりました。

○菊田委員

ありがとうございます。あと、もう1点。

私の場合、障害のある子がもう成人を越えてしまっているの、なかなか「ライフサポートファイル」の実物に触れる機会がないし、私が今から手に取って書こうかなっていう流れには、なかなかならないと思います。

我々、障害者団体の中でも学齢期だったり、「ライフサポートファイル」があったほうがいであろうお子さんたちも、団体の中にはいるのですが、役員をやっているのはもうちょっと世代が上のお母さんたちです。そういう団体の役員さんたちでも、リーフレットやお便りとかをいただければ、団体を通して下の学年のお母さんに「こういうのがあるよ」みたいな感じで、教えてあげられるなという思いがあるので。どこ見たらいいとか、これをプリントアウトして配ってくれたらみたいなものがあれば、教えていただければと思います。

○早坂委員

ありがとうございます。ぜひ働きかけていただきたいので、部会を通してまたお願いさせていただけたらと思っています。

あと、当然ですけれども、相談支援の事業所さんにもお話をさせていただきたいなど。ただ、やはり子供を受けていない事業所さんですと、なかなかそれを紹介することにはなっていないかなったりするので、そこもまた相談支援事業所さん等々にもお願いをして、知っていただく努力は継続していきたいと思っています。

○菊田委員

よろしく願いいたします。

○雑賀会長

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、色々のご意見が出ましたので、できるだけ実行に移していただけることもそうですし、先ほどの周知についても障害福祉課も含めてお手伝いいただければというようなことを感じますので、よろしく願いいたします。

【4 中央基幹相談支援センター委託事業所の評価について】

次の議題に移りたいと思います。「中央基幹相談支援センター委託事業者のプロポーザル」について、事務局からお願いいたします。

○事務局・佐藤

令和3年度松戸市中央基幹相談支援センター委託事業者の選考についてご報告いたします。公募スケジュールについて、松戸市中央基幹相談支援センター運營業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づいて、令和3年12月27日から公募を開始し、応募結果は1件でした。

選考については、松戸市中央基幹相談支援センター運營業務委託事業者選考委員会運営要領に基づいて、設置した選考委員会において、松戸市中央基幹相談支援センター運營業務委託候補者選考基準に基づき、2月14日に応募書類の審査とヒアリング審査の内容を合わせて、総合的に評価を行いました。

評価に当たりましては、松戸市プロポーザル実施要綱に基づき、市職員のほか、原則として外部の有識者等を選考委員会の委員に含めるものと規定されています。このことから市職員としては、松戸市福祉長寿部長を選出し、外部の有識者としては、松戸市の附属機関である松戸市地域支援自立支援協議会の構成員から、菊田委員及び和田委員を選出させていただきました。選出に当たりましては、12月9日の松戸市地域自立支援協議会の幹事会でお諮りし、承認をいただきました。

4の「松戸市地域自立支援協議会の役割」をご覧ください。選考委員会の結果について審査を行い、承認された場合は優先交渉権者の決定となります。なお、選考した事業者が適正に事業を実施するために、特に改善を要すると考えられる事項がある場合、選考委員会は選考に当たっての条件を付すことができ、その旨を本協議会に報告できます。この場合においては、本協議会において、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうか議論決定することとなりますが、本選考委員会におきましては、条件を付すとの意見はございませんでした。

それでは、提案内容をお伝えいたします。当日は20分間のプレゼンテーションがありました。そのうち法人独自の取り組みについて、概要をお伝えいたします。応募事業者である医療法人財団はるたか会は、あおぞら診療所新松戸、相談支援事業の中核地域支援センターほっとねっと等の事業のために設立され、平成25年8月に松戸市の指定相談支援事業所の指定を受け、同年10月から現在に至るまで、松戸市の委託相談支援事業である松戸市基幹相談支援センター、松戸市障害者虐待防止センター、差別相談センターを受託するなど、松戸市の障害福祉施策に大きくかかわっています。

こうした取り組みの中で、地域で医療を必要とする方々とその家族に医療を提供し、地域やさまざまな専門家や社会資源と連携、役割分担しながら、その人とその家族の

生活を支えてきた医療機関であると同時に、さまざまな生活の困難さを抱える人と、その家族の相談と支援を同時に行っていることが法人の強みになります。

加えて、この強みを生かした独自の取り組みとして、総合支援法の改正や障害関連の新たな法律や制度によって、障害の範囲が難病や医療的ケアまで広がる中で、医療法人が基幹相談支援センターを受託し、より専門的な研修や情報提供、具体的な支援についての助言ができる場をつくりたいと考え、一部実施しており、特に医療的ケア児支援法が施行され、これまで障害の領域にほとんど入ってこなかった医療的ケアが必要な人と、その家族の相談と支援については、法人本体と基幹相談支援センターが連携しながら、地域のニーズに応じていければと考えているとの提案がなされました。

質疑応答については、資料2ページの後段から3ページに詳細を記載しておりますが、概要を報告いたします。

1つ目の質問の、「地域の相談機関との連携強化の取り組みについての具体的な内容について」ですが、回答として、「高齢者や児童福祉などのほかの支援機関の方々とさまざまな課題を共有するに当たり、小金圏域や常盤平圏域で実施した『世帯丸ごと』のようなイベントで、障害福祉サービスについて知っていただくとともに、地域の課題や取り組みを検討できるような仕組みを実施していきたい」との回答がありました。

2つ目の質問の、「平成25年度から基幹相談支援センターの委託事業を続けてきた中で足りないと感じる分野、今後もっと力を入れたほうがよいと考えている分野はあるか」についてですが、「ひきこもりの支援を本格的に開始し、医療的ケアなどが障害福祉の対象となる中で、より専門的な知識やスキル、在宅ケアをしている訪問看護ステーション、小児科の病院との連携が求められている。松戸市の障害福祉の分野の社会資源については、中央圏域に限らず、サービス利用の点では、エリア内だけでは完結できないことが、3センターで検討する中での課題であり、そのようなところは、松戸市のくくりや近隣市を含めたくくりで考えることになろうかと思う」との回答がありました。

3つ目の質問の、「令和3年度から3圏域に分かれる中で、これまでは基幹相談支援センターCoCo（ココ）が対応していた中央圏域以外の相談者について、居住する圏域の基幹への引き継ぎの有無や方法、問題は生じていないか」についてですが、回答として、「相談への対応については、居住する圏域の基幹相談支援センターが対応するものとしているが、相談先が変わることに納得しない方もいる。そのような方については丁寧な説明や、状況により2つのセンターで情報共有し、しばらく並行して対応するなどしている。本人やご家族にご了解・ご納得いただき、無理をしない程度に進めていきたいと考える」との回答がありました。

選考結果につきましては、「7. 評価項目別平均得点率」をご覧ください。評価項目は6項目に区分しています。「1. 法人の概要及び実績」、「2. 法人体制」、「3. 人員体制」、「4. 基本方針、運営体制等」、「5. 業務実施方針、実施計画等」、「6. 金額」で、

総合計点は250点満点です。また、評価点の合計の2分の1をボーダーラインとして、ボーダーラインに満たない場合については選定しないものとしています。選考結果につきましては、委員3名、750点満点のうち、634点、各委員ともボーダーライン以上のため、優先交渉権候補者となりました。

以上よりご議論いただきたいのは、選考委員会の結果をご承認いただけるかどうかです。なお、ご承認いただけた場合、優先交渉権者として決定し、4月からの委託に向けて業務内容を調整していく予定です。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○雑賀会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。なお、発言の際は、お名前をお願いいたします。

特にございませんか。ないようでしたら、この受託事業者としての承認をするかどうかということになりますが、承認ということによろしいでしょうか。

それでは承認をいただいたということで、よろしいですね。お願いいたします。

【5 令和2年度事業 委託相談支援事業所の評価について】

【6 地域生活支援拠点の運営状況について】

【7 松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動】

【8 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況】

それでは、次の議題、報告事項になりますが、後ほど一括して質疑応答の時間を設けたいと思います。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局・佐藤

資料5に沿って、令和2年度事業委託相談支援事業所の評価について報告させていただきます。

まず、評価会の概要についてですが、令和2年度委託事業先である「社会福祉法人桐友学園サポートセンター沼南」及び「医療法人財団はるたか会松戸市基幹相談支援センターCoCo」につきましては、令和3年5月26日に評価会を実施し、同年8月6日の地域自立支援協議会において評価を確定いたしました。

今回の評価対象の「ふれあい相談室」「ハートオン相談室」への委託事業につきましては、市内相談支援体制の見直しに伴い令和2年度で完了していることから、障害福祉課にて別途評価会を実施いたしました。評価に当たっては、評価結果等から、現行

の基幹相談支援センターの委託事業にいかせるものを見出していくとの視点を意識して行いました。

結果の概要につきましては、2ページ以降となります。事業所の自己評価からは、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言や人材育成の支援について、充足しているとは言い切れないことが読み取れたため、当日の評価者の意見といたしましては、相談支援事業所へのサポート体制のさらなる周知等が必要であるとの意見が出されました。この項目については、現行の基幹相談支援センターの仕様書に記載されている業務内容においても、同様にうたわれていることから、本市といたしましても、次年度に向け、周知方法や支援体制を整えていく必要があると認識しております。

最後に、NPO 法人おぞら様、株式会社ベールヘルツ様、社会福祉法人松里福祉会様、特定非営利活動法人 LIFACT 様におかれましては、多年にわたり本市の相談支援事業運営を担っていただきましたことに、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。また今後とも、地域の障害福祉の推進についてご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○事務局・佐藤

続きまして、議題6の「地域生活支援拠点の運用状況」について説明いたします。資料6をご覧ください。

まず、地域生活支援拠点の整備について、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、改めて説明させていただきます。資料の上段に記載されておりますが、地域生活支援拠点等整備とは、障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、1. 相談、2. 緊急時の受け入れ対応、3. 体験の機会・場、4. 専門的人材の確保・養成、5. 地域の体制づくり、を地域の実情に応じて整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することになります。

目的は2つありまして、1つ目は緊急時の相談や短期入所等の体制を整備することで、地域における生活の安心感を担保することです。2つ目は、体験の機会の提供を通じて、障害のある方の地域での生活を支援することになります。

整備の方法としては大きく2パターンありまして、1つは複数の機能を1つの事業所や建物に集約する多機能拠点の整備型、もう1つは既存の資源が分担して機能を担う面的整備型になります。

松戸市では、既存の資源の活用やネットワークの強化による整備である、面的整備型で進めております。この体制については、国の障害福祉計画において、市町村ごとに整備するようにとされているもので、令和3年8月の地域自立支援協議会にて、10月から運用を開始予定である旨ご案内したところですが、計画どおり10月から運用を開始いたしました。

松戸市が委託する事業者が担う機能につきましては、イメージ図中段の少し上の部分に記載しておりますが、3つの基幹相談支援センター及び緊急一時保護運営事業者の松里福社会が、1～5の機能を担っております。加えて、地域生活支援拠点の事業所として各機能を担える市内の事業者を、随時手挙げ方式で募集し、市で登録しております。

地域生活支援拠点の登録事業者数につきましては、1月末時点で、3事業所の登録をいただいております。内訳は、①の相談の機能を担う計画相談が2事業所、③の体験の機会や場の機能を担う就労継続支援B型が1事業所になります。

地域生活支援拠点の中でも、特に市民の方々に直結する機能である「緊急時の受け入れ対応」につきましては、松戸市が松里福社会へ委託し、緊急時一時保護のための短期入所事業所にベッドを2床確保しております。

当該短期入所の利用に当たっては、原則、対象者の事前登録が必要になり、緊急時には相談支援事業者等を通して松里福社会へ連絡し、事前登録の情報に基づいて、入所の調整を計ることとなっております。この緊急一時保護の運用状況といたしましては、1月末時点で、緊急利用に当たっての事前登録者22名、体験利用者数12名、緊急利用者は0名となっております。

続けて、会議体について説明いたします。資料6の裏面をご覧ください。地域生活支援拠点の市全体としての課題を把握するとともに、対応方針等を協議する会議体である地域生活支援拠点運営協議会を1月26日に開催いたしました。この会議は、基幹相談支援センターが事務局となり、年2回開催するもので、1月26日当日は、中央・小金・常盤平圏域の基幹相談支援センター、緊急一時保護運営事業者の松里福社会、地域生活支援拠点として登録している3事業所に出席をいただきました。

登録事業所を含めた会議としては初回に当たるため、地域生活支援拠点の概要の再確認を行うとともに、各事業所の自己紹介や、拠点として担う機能を共有しております。また、先ほど説明いたしました緊急一時保護の運用状況の事前登録者数等の確認をいたしました。

加えて、各事業所が疑問に思っていることや、感じている課題を話し合い、「緊急一時保護利用時の、日中活動先をいかに確保するか」といった課題を共有いたしました。この課題につきましては、引き続き地域生活支援拠点運営協議会にて検討していきます。

以上、報告となります。

○事務局・齋藤

続いて、議題7「松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動」についてご報告させていただきます。

資料7「松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業」と書かれた資料をご覧ください。

松戸市障害者虐待防止ネットワークは、障害者虐待及び障害者差別に関する取り組みを、効果的かつ円滑に行うため活動を行っております。

本年度の事業計画は、「障害者虐待防止・差別解消啓発活動」として、松戸市のホームページに情報掲載や、パンフレット・ポスターの随時配布を行います。次に、市民向け講演会として、松戸市ホームページに動画を掲載。市新規採用職員向け差別解消研修会、市職員向け差別解消研修会、施設従事者向け虐待防止・差別解消研修会を開催。担当者会議での事例検討、障害者虐待防止・障害者差別解消の相談対応、障害者虐待研究、障害者虐待防止マニュアルの作成を行っております。

次のページをご覧ください。活動実績についてご報告いたします。全体会は、第1回を昨年5月に開催。第2回は、2月25日に開催する予定となっております。担当者会議は、奇数月の第4金曜日に開催し、今年度はこれまでに5回開催しております。担当者会議では、研修会や講演会の企画内容の検討、従事者向け虐待・差別のマニュアルの意見交換、障害者虐待・障害者差別の対応報告と検証などを行っております。

次に、令和3年度11月末現在、障害者虐待及び障害者差別の対応件数は、擁護者虐待が36件、施設従事者虐待が9件、使用者虐待が4件、計49件の通報・届出がありました。また、差別については、不当な差別的取り扱いで3件相談がありました。

次に、啓発活動・講演会・研修会については、ポスター・パンフレットを、市内障害福祉サービス提供事業所297カ所に施設従事者向け研修会の案内とともに配布。障害者虐待防止・障害者差別解消施設従事者向け研修会では、63事業所の参加があり、81枚のアンケート提出がありました。また、研修会の内容を撮影し、松戸市のホームページにも研修内容を掲載いたしました。

市民向け講演会では、集合形式による開催が新型コロナウイルス感染拡大のため難しいことから、市民向けパンフレット「笑顔で暮らせるまちまつど」を令和4年度市内中学1年生、民生委員・児童委員、松戸市障害者団体連絡協議会に配布する予定となっております。あわせて市民向け講演会の代案として、市民に障害理解を促す動画を作成。後日、松戸市のホームページに、動画を掲載する予定となっております。

松戸市障害者虐待防止条例の取り組みでは、チラシや広報特集号を、市内全事業所に配布予定としております。また、ケアラーと虐待防止をテーマに、松戸市障害者虐待防止条例従事者向け研修会を開催いたしました。

次に、事業の強化と課題、次年度の取り組みについてご報告いたします。虐待対応を行う職員の対応力向上では、本年度より基幹相談支援センターが圏域ごとに3カ所設置され、虐待対応を行うことで、即時に情報収集や対応を行うことができるようになりました。次年度は、基幹相談支援センターと障害福祉課のケースワーカーが、支援経過の確認や課題の整理、支援の振り返りを実施し、虐待対応を行う職員の対応力向上を図ってまいります。

また、令和4年5月の虐待防止ネットワーク全体会にて、障害者虐待防止施設従事

者向けマニュアルの完成を目指しています。次年度は、完成したマニュアルをどのように現場で活用・実践してもらうか検討してまいります。

簡単ではございますが、松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業の報告は以上になります。

○事務局・式田

続いて、議題8「松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況」についてご報告させていただきます。担当の式田と申します。

資料8をご覧ください。松戸市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所につきましては、本市が障害者総合支援法並びに児童福祉法の規定に基づきまして事業所の指定を行っておりますため、その状況をご報告させていただきます。

お手元の資料8「松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧」が、令和4年2月1日現在における、本市の事業所指定状況となります。まず指定状況につきましては、令和4年2月1日現在をもちまして、基幹相談支援センターを含めて26カ所の特定相談支援事業所と、23カ所の障害児相談支援事業所が運営している状況でございます。

次に、手厚い支援体制の整備や専門性の高い人員の配置に応じて認められる、事業所加算の取得状況に関してご報告いたします。現在、機能強化型継続サービス利用支援費の届け出があった事業所が5カ所ございます。また、そのほかに、行動障害支援加算を取得している事業所が1カ所、要医療児者支援体制加算を取得している事業所が2カ所、精神障害者支援体制加算を取得している事業所が5カ所となっております。

続いて、相談支援事業所の実地指導状況についてご報告申し上げます。例年、概ね3年に1回を目途に、もしくは新規指定を受けた事業所を対象に、適切に事業運営が行われているかを確認するため、障害福祉課職員が事業所に直接訪問いたしまして、実地指導を行っております。今年度の対象事業者は、令和2年度に新規指定を受けた3カ所を加えた計12カ所に対して、令和3年12月に各施設にて実地指導を実施いたしました。

これら12事業所すべてに対し、改善すべき事項等の指導結果を1月の下旬に通知させていただきました。現在、運営の改善状況の報告が必要とされている事業所には、今週の18日の金曜日までに改善報告書を提出していただくよう求めているところでございます。今後、該当事業所から提出された改善報告書により、是正改善されているかを確認した上で、適切に対応してまいります。

また、そのほかに、市内相談支援事業所全体に対しましては、3月16日の水曜日に実施予定の指定相談支援事業者連絡協議会として、相談支援事業所を対象に集団指導を行い、今年度の実地指導結果の総括、その他、運営上の留意事項等について指導することを予定しております。

次に、計画相談支援及び障害児相談支援の作成率についてご報告いたします。令和3年12月31日時点の実績となっております。計画相談支援、こちらはケアプランの方も含めておりますが、計画作成率は70.5%でございました。また、障害児相談支援につきましては、34.8%の作成率となっております。

今後も引き続き、市内相談支援事業所に対しましては、指定権者として、適切な指導及び情報提供等を行ってまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○雑賀会長

令和2年度事業委託相談支援事業所の評価について、地域生活拠点の運営状況について、松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動について、松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況について、事務局から各報告がありましたが、内容等についてご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

○江波戸委員

LIFACTの江波戸です。

地域生活支援拠点の件でお尋ねします。

松戸市に関して言いますと、面的整備を想定していると思うんですけども、今、登録事業者数が、計画相談が2件、B型が1件というところで、今後の到達目標等を想定しているのかが1点のご質問です。

加えて、今後、手挙げ方式というところで事業者数を増やすのならば、障害福祉課様からの働きかけがあるのか、現段階でわかる範囲で教えていただければと思います。

○雑賀会長

事務局からお願いします。

○事務局・佐藤

佐藤からお答えさせていただきます。

目標件数の設定の件ですが、その設定自体は特にしておりません。ただ、ご指摘のとおり今3件ということで、まだまだ加わっていただかなくてはいけないので、そういった働きかけが必要だと感じております。来月、計画相談支援事業所の方が集まる機会がございますので、まずはその際に、地域生活支援拠点がこういった仕組みかということを再度丁寧に説明した上で、事業者さんに少しでもご登録いただけるように働きかけてまいりたいと考えております。以上になります。

○江波戸委員

ありがとうございます。

○雑賀会長

そのほかに何かご意見があれば。よろしいですか。

皆様のご協力で、有意義な協議ができたと思います。感謝いたします。今後も皆様のご協力をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもって、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局・佐々木

最後に事務局より、ご連絡させていただきます。

次回のご案内になります。本会議の開催は原則、8月・2月の第1水曜日と固定させていただいております。来年度の開催は、8月3日水曜、2月1日水曜の予定です。

なお、来年度の7月31日での任期満了に伴い、関係機関の皆様には改めて委員のお願い等を事前にご連絡させていただくことがありますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、松戸市地域自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、Zoom開催により、至らない点が多々あったかと思っておりますが、議事進行にご協力いただきまして、感謝申し上げます。

これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以上)